

Q

6

未成年者の預貯金の管理の仕方

- 1 最近は金利が低いので、元本割れの危険はあるものの、利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
- 2 未成年者名義の預金がありますが、後見人選任後、口座の名義変更等、何かをする必要はありますか。



A

- 1 投機的な運用は、原則として認められていません。低金利でも、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。
- 2 未成年者名義の口座がある金融機関に対し、後見人が選任された旨を届け出てください。口座名義は、未成年者名義又は
「甲 山 花 子 未成年後見人 乙 川 太 郎」
（未成年者名） （後見人名）
という名義にしてください（ただし、金融機関によって取扱いが異なる場合があります）。

【未成年者の預貯金の管理】

後見人は、現在の未成年者の心身の状態や生活状況に配慮するだけでなく、未成年者の将来も考慮しながら、財産を管理しなければなりません。したがって、収益を図ろうと投資をして失敗する危険を冒すよりも、安全確実な方法が求められます。

万一、損害が発生した場合は、後見人を解任される可能性があるばかりでなく、新しい後見人から損害賠償を請求される可能性もあります。

【口座の名義】

後見人に選ばれたら、その後の安全・円滑な取引のために、その旨を金融機関に届けるのが望ましいでしょう。併せて、口座名義を上記A2のようにしてください。これは、後見人個人の財産と未成年者の財産を明確に区別するためです。詳しくは各金融機関にご相談ください。

【管理の仕方】

管理にあたっては、自動引き落としや口座振替を利用し、通帳の取引履歴の余白に使い道をメモ書きしてください。通帳自体が出納帳の代わりとなります。また、口座が多数あると管理が大変です。特に必要がない限り口座を分散せず、預金保険制度（いわゆるペイオフ）の保護範囲を考慮しつつ、何口かの管理しやすい口座にまとめて管理するようにしてください。